


自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準 (平成29年9月策定、令和6年9月最終改訂)

- 遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車の公道実証実験に関する道路使用許可基準。
- 監視・操作者が運転者としての義務及び責任を負うこととなる。

	許可に係る審査の基準	許可に付する条件等
主な基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目的 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動運転の実用化に向けた実証実験であること ■ 実験車両及び自動運転機能 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路運送車両の保安基準の規定に適合していること ➢ 実験車両が公道自律走行確認^{*1}を受けていること <small>※1 警察官等が、実験区間（公道）で自律走行の安全性や緊急時の安全な介入操作等を確認</small> ■ 実験の場所、日時及び実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般の道路利用者の通行に特段の著しい支障を及ぼすものでないこと ■ 監視・操作者 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全のための教育・訓練等を受けていること ➢ 必要な運転免許を受けていること ■ 走行方法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最高速度は、十分な猶予をもって安全に停止できる速度とすること ➢ 自動運転の公道実証実験中であることを表示すること ■ 走行状況等の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条件 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請に係る場所及び日時並びに実施計画に従った走行方法のみで行うこと ➢ 本走行は、公道自律走行確認を経た実験車両で実施すること ➢ 乗客がある場合は、乗客の安全確保に必要な措置を講じること ※条件は、個別の申請ごとに適切な条件を検討し、新たな条件を付す場合があります ■ 指導事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切な賠償能力を確保すること ➢ 地域住民等への事前広報、説明を行うこと ➢ 道路管理者への事前協議等を行うこと ■ 一般的確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道交法の規定は全て適用されることに留意すること ➢ 道交法のほか、道路運送車両法等を遵守すること
主な個別事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遠隔監視・操作方法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通信遅延が生じること等を踏まえた安全対策を明記していること ■ 通信の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通信が途絶又は過度に遅延しない通信環境を確保できる場所で実施すること ■ 監視・操作が困難な状態となった場合の安全確保措置 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係者が現場に急行できる体制を整備していること ■ 保安要員を配置している場合の安全確保措置 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監視・操作者と保安要員の役割を明確化すること ■ 1名の遠隔監視・操作者が複数台の実験車両を走行させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1対1型の実験により、安全に走行できることが確認されていること ■ 高速自動車国道等で走行させる場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガイドラインに従った実験により、安全に自律走行できることが確認されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条件 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 遠隔からの運転操作は、必要最小限の操作に限ること ➢ 交通事故があったときは、実験車両内にいる者に協力を求めること ■ 指導事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切なサイバーセキュリティの確保に努めること
特別装置自動車	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監視・操作者が、警察官等による施設内手動走行確認^{*2}及び路上手動走行確認^{*3}を受けており、安全に実験車両を走行させることができること <small>※2 警察官等が、実験施設等で特別装置による手動走行の安全性等を確認</small> <small>※3 警察官等が、実験区間（公道）で特別装置による手動走行の安全性等を確認</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条件 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設内手動走行確認及び路上手動走行確認を受けた監視・操作者が実験車両に乗車すること



許可期間～原則として最大6か月

※ただし、行為の目的、場所、方法又は携帯及び道路交通状況等を勘案し、6か月を超える許可期間を定めることも可能